

告 示

埼玉県告示第四百三十号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年四月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（令和五年度道路台帳等補正測量業務委託公共基準点復旧測量）

三 作業地域

埼玉県川口市全域の一部地内

四 作業期間

令和五年九月二十日から令和六年三月二十九日まで